

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、別表1の「公開すべき部分」に掲げる部分については、公開すべきであり、実施機関が行った公開決定のうち、簿冊管理簿の名称の写しについては、対象文書の特定に誤りがあるため、改めて対象文書を特定し、公開すべきである。また、実施機関が行政文書の不存在を理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和5年5月12日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）の資料と議事録

県のホームページに掲載されている第1回～第19回開催分と、掲載されていないが、第20回以降も開催されていれば、その分

(2) これらの資料と議事録が行政文書としてファイリングされている簿冊管理簿の名称の写し

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、協議会の資料（第1回～第21回）及び議事録（第4回～第15回、第17回～第21回）（以下「本件行政文書」という。）並びに簿冊管理簿の名称の写しを特定し、令和5年7月6日付けで、（1）については別表2の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして一部公開決定（以下「本件処分1」という。）、（2）については公開決定（以下「本件処分2」という。）、（3）については行政文書が不存在として非公開決定（以下「本件処分3」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(1) 協議会の資料（第1回～第3回、第6回～第8回、第10回、第11回、第13回～第16回、第18回～第21回）

協議会の議事録（第4回～第15回、第17回～第21回）

(2) 協議会の資料（第4回、第5回、第9回、第12回、第17回）

簿冊管理簿の名称の写し

(3) 協議会の議事録（第1回～第3回、第16回）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を不服として、令和5年10月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

- (1) 「簿冊管理簿の名称の写し」は、明らかに文書改ざんされたものであって、改ざんされた行政文書に対して、手数料を支払わされており、手数料の返還を求めると共に、令和元年度から開催された協議会の資料と議事録がそれぞれ、どの簿冊に綴られているのかの公開を求める。
- (2) 非公開とされた医療機関名は、香川県自らが「重点医療機関一覧（令和4年4月1日現在）」、「新型コロナウイルス感染症対策に係る香川県の取組み（令和5年5月31日）」を公表しており、かつ、国からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の報告について（依頼）」に基づき医療機関名が公表されている。更に、5類に移行された現在、限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していく方針となっており、非公開とする正当な理由は存在しなくなっている為、黒塗りとされている医療機関名の公開を求める。
- (3) 第1・2・3回協議会の議事録を作成していないことは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨、香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）第4条（文書の作成）、香川県行政文書管理規程（平成26年香川県訓令第1号）第19条（行政文書の作成）に反する行為によって、作成していないことを正当化する非公開理由を認めることは、今後においても、職員が恣意的に不都合な行政文書を作成しなくなってしまう恐れがあり、同法の趣旨からもあってはならない為に、議事録等の行政文書を作成しないことは同法の趣旨、同条例第4条（文書の作成）、同規程第19条（行政文書の作成）に違反であるとの裁決を求めると共に、今後、行政文書を作成していないことを理由に不存在的な為、非公開とする不適切な公文書管理の運用を行わないことの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「簿冊管理簿の名称の写し」について

これまで、再三にわたって、電話や直接面談において、県民は、どの簿冊にどんな行政文書が綴られているのかが不明な為、どの簿冊に第〇回の協議会の

資料等が綴られているのかを教えて欲しいと要望してきたことを拒否され続けてきた結果、公開出来る資料として、協議会の資料・議事録が綴られている簿冊名の一覧までとなった。

公開請求に対して、公開された資料の中の令和3年度分の簿冊名に、「新型コロナウイルス感染症対策協議会」と「香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会委員について」の2つの簿冊の存在を明らかにされた。

しかしながら、私が香川県のホームページに掲載されている「簿冊情報検索システム」で検索した結果、令和3年度には「新型コロナウイルス感染症対策協議会」の簿冊名は存在せず、「新型コロナウイルス感染症（協議会等）」の簿冊名が存在しており、公開された行政文書は改ざんされたものであることは明白であり、改ざん文書に対して手数料を支払わされたことは違法である。

また、知事への提言として、令和5年2月27日受付された「新型コロナウイルス感染症対応に係る行政文書の扱いについて」の《改善提案（2）》において、簿冊名：新型コロナウイルス感染症（協議会等）は、県庁内通知文書（歴史公文書等）に反して保存期間満了後の措置として廃棄扱いとなっていることを指摘している。また、知事からの回答内容に対して、意見と改善案を送付したが、これに対する回答はなかった。

（2）医療機関名を非公開とされたことについて

新型コロナウイルス感染症が5類に移行する前（2類相当）のコロナ感染拡大初期は、特定の医療機関だけでコロナ患者を診ており、懸命にコロナ患者を診察・治療して頂いている医療機関に対しての誹謗中傷等があったとの報道もあって、医療機関名を伏せることには一定の合理性があって理解もするが、コロナ対応が長期化して、コロナ対策事業費の使い方やコロナ患者を受け入れる医療機関の在り方等についても透明性や説明責任を求める声も大きくなってきたことがあって、国からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の報告について（依頼）」に基づき医療機関名が公表される様になってきている。

公開しない理由として、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号本文該当）または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号該当）とされているが、上記の様に、医療機関名の公表における考え方が変化してきており、香川県自らもコロナ患者を受け入れる重点医療機関等を公表する様になってきている。

しかしながら、5類移行後の現在においても、非公開とする理由に正当性・合理性はなくなった。

（3）第1・2・3回協議会の議事録について

第1・2・3回協議会の議事録を非公開とする決定がされた。

非公開理由を、「県では、請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず請求に係る行政文書が存在していないため」としている。

しかしながら、議事録を作成しない行為は、公文書等の管理に関する法律の趣旨、香川県公文書等の管理に関する条例第4条（文書の作成）、香川県行政文書管理規程第19条（行政文書の作成）に反する行為であって、ルール違反によって議事録を作成しない行為を正当化する非公開理由は、違法である。

3 反論書による主張

反論書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書管理システムに登録した簿冊名称【新型コロナウイルス感染症（協議会等）】と原本の行政文書ファイルの背表紙に張り付けてある名称【新型コロナウイルス感染症対策協議会】が異なっていたことにこれまで気づかなかったことは、保存してある行政文書ファイルを適切に点検・管理を行っていなかった証である。

このことは、香川県行政文書管理規程第69条（管理状況の報告）及び第70条（紛失等への対応）の規程違反に相当する。

また、協議会に関する行政文書については、これまで、何度も、誤りを指摘して、修正することが繰り返し行われてきており、県職員の行政文書【今回は、歴史公文書等】の扱いや適切な管理に対する基本的な知識等が全くと言っていいほど理解・実践されていないことが明らかとなった。

このことは、香川県公文書等の管理に関する条例第1条（目的）に明記されている「県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものである」はずの公文書等が安易に扱われて、県民共有の知的資源が棄損（作成・保存されていないこと）されており、香川県民にとっても由々しき事態であると私は思っている。

更に、今回、差し替えされた文書（簿冊管理簿の名称の写し）においても、再度、誤りがある為、「文書の差し替えで対応する」とした弁明を受け入れることは出来ない。

- (2) 処分庁の意見として、当時の医療機関の病床等の詳細な情報とともに医療機関名は現在においても、「非公開」としていると記載があるが、医療機関名も医療機関の病床等の詳細な情報も、国からの事務連絡に基づいて、厚生労働省のホームページには公開されており、香川県だけが頑なに非公開としているといっても、意味のなさない主張を行っている。

その上、国からの事務連絡には、「今後、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の病床確保料については、G-MISに病床の使用状況等の入力を行うことが補助要件になります」と明記されており、病床確保料を受け取るにはG-

MISへの入力、ひいては、医療機関名と病床数の公表が必須条件となっている。

香川県においても、病床確保料を受け取っている医療機関に関する報道があった。

上記の通り、既に医療機関名も確保病床数等も公開されている情報である為、非公開とする正当な理由は存在していない為、改めて、黒塗りとされた医療機関名の公開を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

- 1 簿冊管理簿の名称の写しは文書改ざんされたものであり、手数料の返還と令和元年度から開催された「新型コロナウイルス感染症対策協議会」の資料と議事録がそれぞれどの簿冊に綴られているのか公開を求めることについて

- ・内容に記載誤りがあったものについては、文書の差替えで対応する。
- ・協議会の資料と議事録がそれぞれどの簿冊に綴られているのかどうかの公開を求めることについては、本件審査請求をすることができない事項である。

- 2 新型コロナウイルス感染症は5類移行された現在、限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していく方針となっていることから、非公開とする正当な理由はなく、黒塗りにされている「医療機関名」の公開を求めることについて

協議会を開催するにあたって、医療機関の診療方針や経営の内容に関すること等に関連する協議の場合は「審議会等の会議に関する指針」に沿って、会議が始まる前に「非公開」の決定を行ってきたところである。

これは、医療機関の法人情報等の情報漏洩を防ぐだけでなく、当該協議会の委員が自由に意見を述べていただき、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備するにあたって有意義な意見交換を図るために不可欠なことであった。

また、令和5年1月の段階においても、オミクロン株は、非常に感染力が強く、感染対策を徹底している医療機関においても感染する可能性はあり、実際に新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関においては、院内感染が発生した場合もあり、外部から医療従事者等へ誹謗中傷があったと聞いている。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は5類に移行し、幅広い医療機関での対応との認識が広まりつつあるが、引き続き、医療機関においては、限られた人員で、労力をかけ院内の感染対策を徹底することが求められている。

そのような状況のなか、当時の医療機関の病床等の詳細な情報とともに医療機関名を公開することは、現在においても医療機関に対する誹謗中傷等の契機となる可能性もあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、「非公開」としている。

- 3 第1・2・3回の香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会の議事録を作成していないことは公文書等の管理に関する法律の趣旨、香川県公文書等の管理に関する条例第4条（文書の作成）、香川県行政文書管理規定第19条（行政文書の作成）に反する行為であり、行政文書を作成していないことを理由に不存在的のため、非公開とする不適切な公文書管理の運用を行わないことの裁決を求めることについて

審査請求人の主張は、本件審査請求をすることができない事項である。

- 4 以上のとおり、1点目、3点目の請求については審査請求の対象ではなく却下とし、2点目の請求については審査請求に適切な理由はなく棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

- 1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

また、本件審査請求で、審査請求人は、医療機関名以外の非公開部分については公開を主張していないが、本件処分1の適否を判断する上で審査が必要な事項であると判断されるため、医療機関名以外の非公開部分についても、必要に応じ、検討する。

なお、新型コロナウイルス感染症に対する社会の認識は、感染拡大状況や医療提供の状況に応じて変化するものであるが、本件処分1の妥当性の判断の基準時は、処分時である令和5年7月6日とする。

- 2 本件行政文書について

実施機関は、令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」を受けて、香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、令和2年3月25日付けで協議会を設置した。

協議会は、市町村会長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、各指定医療機関等院長等19人の委員で構成されており、新型コロナウ

イルスの今後の状況に応じて段階的に講じていくべき対策、PCR検査体制の実施体制の把握・調整等その他必要な事項に関することについて協議する機関である。

また、協議会は、原則として公開で行われる会議であるが、帰国者・接触者外来の設置等、国が非公表とするよう求めている事項並びに医療機関の診療方針、経営内容及び患者情報等に関する事項について協議する場合には、非公開で行うこととしている。これに基づき、本件請求の対象である第1回～第21回協議会は、第15回協議会及び第16回協議会が書面開催となったほか、全て非公開で開催されている。

本件行政文書は、令和2年3月26日から令和5年4月19日までに開催された協議会の資料及び議事録である。

3 本件処分1について

(1) 非公開で開催された協議会の資料及び議事録について

上記2のとおり、協議会は非公開で開催されているが、これをもって当然にその資料及び議事録も非公開であることを意味するものではなく、その具体的内容に即して公開の可否を決定すべきである。

(2) 非公開情報該当性について

ア 条例第7条第1号該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。また、我が国において、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした。加えて、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書で規定し、公開することを定めたものであると解される。

イ 条例第7条第2号該当性について

本号は、法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又

は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

ウ 条例第7条第4号該当性について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から、当該事務又は事業に関する情報の中で、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、公開することにより、将来の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

そして、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものであると解される。

(3) 本件行政文書の非公開部分に対する具体的判断

ア 医療機関名について

実施機関は、協議会の資料のうち、医療機関（公立病院及び独立行政法人等が設置する病院（以下「公立病院等」という。）を除く。）について、病床数等の詳細な情報とともに医療機関名を公開することは、現在においても医療機関に対する誹謗中傷等の契機となる可能性があり、当該医療機関を設置する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するとして医療機関名を非公開としている。また、公立病院等が設置する病院について、公にすることにより公立病院等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当するとして医療機関名を非公開としている。

そこで、まず、医療機関（公立病院等を除く。）について、当該非公開情報が条例第7条第2号に該当するか、以下検討する。

実施機関が非公開としたのは、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者としての確定診断がつくまでの間、新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して当該患者を受け入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関である協力医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに係るその他の医療機関等の名称である。本件処分1では、医療機関名とともに記載されている医療機関ごとの確保病床数等を公開した上で、医療機関名を非公開としている。

確かに、新型コロナウイルス感染症が発生した当初においては、未知の感

感染症に対する社会的な不安や緊張がまん延しており、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関名を確保病床数等とともに公開することにより、当該医療機関に風評被害が発生する懸念も否定できなかった。

しかし、本件処分1を行った令和5年7月6日時点においては、新型コロナウイルス感染症が発生した当初と比べると、ワクチンの接種が全国的に進んだことにより重症化がある程度抑制されてきたことや、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けが同年5月8日から5類感染症に変更され、医療提供体制が幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされたことに伴い、社会的な不安や緊張は解消されてきている。

また、令和3年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について（協力依頼）」により、都道府県の病床確保計画上、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関の医療機関名及び確保病床数等が公表されることとなった。これに基づき、令和3年12月から毎月、「新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告」において、これらの情報が厚生労働省のホームページで公表されている。さらに、実施機関のホームページにおいても、重点医療機関及び協力医療機関の名称及び確保病床数が公表されている。

このような状況に鑑みると、医療機関名を公開することにより、当該医療機関に対する誹謗中傷が生じるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、医療機関名を公開することにより、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2号本文に該当しないと判断される。

次に、公立病院等について、当該非公開情報が条例第7条第4号に該当するか検討すると、公立病院等においても、医療機関名を公開することにより、公立病院等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、同号に該当しないと判断される。

したがって、協議会の資料のうち、医療機関名は、公開すべきである。

イ 感染症指定医療機関医師等連絡会出席者名簿のうち「氏名」について

当審査会が見分したところ、第2回協議会の資料中の感染症指定医療機関医師等連絡会出席者名簿において非公開とされている職員は公務員等であるため、条例第7条第1号ただし書ウに該当し、その氏名は公開すべきである。

ウ 組織図のうち、協議会の「委員」及び「関係医療機関」並びに香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部のうち「患者搬送コーディネーター」の職の名称及び氏名について

第3回協議会の資料中の組織図のうち、非公開とされている協議会の「委員」及び「関係医療機関」については、既に同様の組織図が実施機関のホームページで公表されているため、非公開とする合理的な理由はなく、公開すべきである。

また、香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部において非公開とされている「患者搬送コーディネーター」のうち、公立病院の医師については、条例第7条第1号ただし書ウに該当し、その職の名称及び氏名は公開すべきである。

エ 協議会の議事録中の議事進行に係る発言者の職の名称及び氏名等について
実施機関は、協議会の議事録について、各意見を述べた委員が特定されると、協議会において、今後、率直な意見交換が困難となり、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、発言内容を公開した上で、発言者の氏名は非公開としている。

確かに、非公開で行われた協議会の議事録に記載された発言者の氏名が公開されると、本件処分1により発言内容は公開されていることから、今後、委員等の発言が慎重になり、自由な討論が妨げられるなど協議会の公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる。

しかしながら、香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱第4条第1項の規定により、会長が議長となることとされており、会長の選任については、実施機関がホームページで公表している第1回協議会の議事概要に記載されている。よって、議長名については、既に公になっている情報であると認められる。

また、議事進行に係る部分については、審議内容についての意見等を述べたものではなく、誰が当該発言をしたかということが公になったとしても、協議会の公正な判断が著しく妨げられ、又は円滑な議事進行が著しく損なわれるとまでは認められない。

したがって、審議内容についての意見等を含まない議事進行に係る発言者の職の名称及び氏名は、公開すべきである。

また、第5回協議会の議事録の発言中非公開とされているアドバイザーの職の名称及び氏名については、実施機関のホームページにおいて公表されており、慣行として公にされている情報であると認められるため、条例第7条第1号ただし書アに該当し、公開すべきである。さらに、第12回協議会の議事録で非公開とされている挨拶を行った委員の職の名称及び氏名についても、同号ただし書ウに該当し、公開すべきである。

4 本件処分2のうち、簿冊管理簿の名称の写しについて

審査請求人は、実施機関が特定した簿冊管理簿の名称の写しについて、記載誤

りがある旨主張している。「簿冊管理簿」とは、行政機関において、相互に密接な関連を有する行政文書を簿冊にまとめて、その簿冊の分類、名称等を記載した帳簿のことであるが、審査請求人の主張から、審査請求人がいう「簿冊管理簿の名称の写し」とは、簿冊の名称の写しのことであると思われる。

実施機関は、簿冊管理簿の名称の写しに記載誤りがあったことを認めた上で、後日、差し替えたが、審査請求人は、反論書で、差し替えられた文書にも更に誤りがあり、差替えは認められない旨主張している。

記載誤りの経緯について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件請求日時時点で簿冊管理簿の名称の写しは存在しておらず、本件請求に対応するために新たに作成したところ、作成過程で記載誤りが生じたとのことであった。

一般的に、「公開請求権」とは、あるがままの形で行政文書を公開することを求める権利である。また、行政文書の定義が規定されている条例第2条第1項本文において、「「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されており、これは、当該実施機関が公開請求を受けた時点で保有し、存在している行政文書を公開請求の対象とする趣旨であると解される。よって、請求時に存在しない行政文書を実施機関が新たに作成し、公開する義務はないといえる。

したがって、請求後に新たに作成した文書は、請求時点で存在していなかったものである以上、対象文書として特定すべきものではなかったといえる。

また、当審査会事務局職員をして確認したところ、実施機関の文書管理システムで検索することにより、簿冊の名称及びそれぞれの簿冊につづられている文書件名等の一覧を出力できるため、実施機関はこれを特定すべきであった。

したがって、簿冊管理簿の名称の写しの特定については、誤りがあったものと認められ、実施機関は、改めて文書の特定を行い、公開すべきである。

5 本件処分3について

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、新型コロナウイルス感染症発生当初は、その対応に追われて多忙を極めていたため、協議会の議事録を作成する時間的な余裕がなかったとのことであった。なお、令和2年6月2日付け総括文書管理者総務部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る事態に関する行政文書（歴史公文書等）の適正な管理について（通知）」が発出され、新型コロナウイルス感染症に係る事態に関する行政文書の作成及び保存等について通知されたことから、第4回以降の協議会については、議事録を作成しているとのことである。

また、第16回協議会は、書面開催されており、議事録を作成していないとのこ

とであった。

以上のことから、第1回～第3回及び第16回協議会の議事録を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が当該議事録は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

7 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表 1

行政文書名	公開すべき部分		
協議会の資料			
第1回、第2回、 第6回～第8回、 第10回、第13回、 第18回～第21回	医療機関名		
第2回	感染症指定医療機関医師等連絡会出席者名簿のうち「氏名」		
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図のうち、協議会の「委員」及び「関係医療機関」 ・香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部のうち「患者搬送コーディネーター」（公務員に限る。）の職の名称及び氏名 		
協議会の議事録			
第5回	1 ページ目	下から17行目、下から16行目	発言中の職の名称及び氏名
		下から15行目	発言者の職の名称
	2 ページ目	5 行目、6 行目	アドバイザーの職の名称及び氏名
		9 行目	発言者の職の名称
4 ページ目	13行目	発言者の職の名称	
第7回	1 ページ目	17行目、下から2行目	発言者の職の名称及び氏名
第8回	2 ページ目	13行目、下から6行目	発言者の職の名称及び氏名
	3 ページ目	1 行目	
第9回	1 ページ目	下から2行目	発言者の職の名称及び氏名
	2 ページ目	2 行目	
第10回	1 ページ目	8 行目	発言者の職の名称及び氏名
	5 ページ目	3 行目	
第11回	1 ページ目	12行目	発言者の職の名称及び氏名
	2 ページ目	8 行目	
	5 ページ目	下から1行目	
第12回	1 ページ目	4 行目	委員の職の名称及び氏名
		下から9行目、下から6行目、下から4行目	発言者の職の名称及び氏名

第13回	1 ページ目	15行目、下から12行目	発言者の職の名称 及び氏名
	3 ページ目	15行目、16行目	
第14回	1 ページ目	13行目、17行目	発言者の職の名称 及び氏名
	2 ページ目	下から8行目、下から7行目	
	6 ページ目	下から1行目	
第17回	1 ページ目	2行目	発言者の職の名称 及び氏名
	2 ページ目	1行目	
		2行目	発言者の職の名称 及び氏名
		3行目	発言中の発言者の 職の名称及び氏名
		下から11行目	発言者の職の名称 及び氏名
	3 ページ目	4行目	発言者の職の名称 及び氏名
	6 ページ目	6行目	
	7 ページ目	下から8行目	発言者の職の名称 及び氏名
	10ページ目	3行目	
	12ページ目	1行目	
	13ページ目	12行目	
	14ページ目	1行目、下から11行目	
	17ページ目	下から10行目	
	18ページ目	15行目	
	19ページ目	13行目	
	20ページ目	15行目、下から1行目	
	21ページ目	10行目	
	23ページ目	下から7行目、下から3行目	
	24ページ目	11行目	
	26ページ目	10行目	
28ページ目	1行目		
29ページ目	14行目、下から2行目		
30ページ目	下から5行目		
第18回	1 ページ目	6行目	発言者の職の名称

	2 ページ目	下から 7 行目	及び氏名
	4 ページ目	1 行目、13行目	
	5 ページ目	6 行目	
	6 ページ目	1 行目、13行目	
	7 ページ目	下から 9 行目	
	8 ページ目	1 行目	
	11ページ目	7 行目	
	13ページ目	下から 1 行目	
	14ページ目	下から 1 行目	
	16ページ目	下から 7 行目	
	18ページ目	2 行目、9 行目	
	19ページ目	5 行目、13行目	
	20ページ目	3 行目	
	21ページ目	4 行目	
第19回	1 ページ目	2 行目、5 行目、下から 6 行目	発言者の職の名称 及び氏名
	2 ページ目	6 行目	
	3 ページ目	6 行目	
	4 ページ目	1 行目、下から 8 行目	
	6 ページ目	下から 5 行目	
	7 ページ目	11行目	
	9 ページ目	1 行目	
	10ページ目	6 行目、下から 6 行目	
	11ページ目	下から10行目	
	13ページ目	6 行目、下から 8 行目	
	14ページ目	下から10行目、下から 4 行目	
	16ページ目	下から 4 行目	
第20回	1 ページ目	2 行目	発言者の職の名称 及び氏名
	2 ページ目	7 行目	
	4 ページ目	1 行目	
	8 ページ目	4 行目	
	9 ページ目	2 行目	
	10ページ目	1 行目、下から 1 行目	
	11ページ目	12行目	

	13ページ目	5行目、下から5行目	
	14ページ目	下から1行目	
	15ページ目	6行目	
	16ページ目	3行目、下から5行目	
	17ページ目	11行目、下から6行目	
	18ページ目	7行目	
第21回	1ページ目	2行目、下から10行目、下から5行目	発言者の職の名称及び氏名
	2ページ目	下から6行目	
	3ページ目	下から2行目	
	5ページ目	1行目	
	6ページ目	6行目、下から2行目	
	7ページ目	下から9行目	
	8ページ目	3行目、下から3行目	
	9ページ目	1行目、下から7行目、下から2行目	

注 第17回～第21回協議会の議事録のそれぞれ2ページ目以降の行数の数え方については、ヘッダー部分は数えない。

別表 2

行政文書名	公開しない部分	公開しない理由
協議会の資料		
第 1 回	医療機関名	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第 7 条第 2 号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第 7 条第 4 号該当)
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関名 ・ 病床確保状況の「備考」 ・ 感染症指定医療機関医師等連絡会出席者名簿の「氏名」(公開する部分を除く。) ・ 新型コロナウイルス行政検査陽性者リストの「エピソード」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第 7 条第 2 号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第 7 条第 4 号該当) ・ 公にすることにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第 7 条第 4 号該当) ・ 特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。(条例第 7 条第 1 号本文該当)
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関名 ・ 氏名、役職、所属先、医療機関の特定につながる情報 	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第 7 条第 2 号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるた

		め。(条例第7条第4号該当)
第6回～第8回	医療機関名	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関名 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく命令対象施設一覧(案)の「営業施設名」及び「所在地」 	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第11回	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく命令対象施設一覧(案)の「営業施設名」及び「所在地」	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関名 ・「県職員の個人メールアドレス」 	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第14回	「県職員の個人メールアドレス」	公にすることにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を

		及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第15回	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく命令対象一覧(案)の「営業施設名」及び「所在地」	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第16回	体制構築状況に関する報告についての「県職員の個人メールアドレス」	公にすることにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第18回～第21回	医療機関名	公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) または、公にすることにより、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
協議会の議事録		
第4回～第15回、第17回～第21回	氏名、役職、所属先、医療機関の特定につながる情報	各意見を述べた委員が特定されると、同協議会において、今後、率直な意見交換が困難となり、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
第15回	回答票の「提出した委員の所属機関、職、氏名及びファクシミリの発信元」	各回答票記載の意見を提出した委員が特定されると、同協議会において、今後、率直な意見交換が困難となり、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)